

留萌市全国大会等遠征費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ・文化振興に寄与する個人又は団体（以下、「団体等」という。）に対し、大会等出場にかかる遠征費の一部を予算の範囲内において助成金として交付することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒（以下「生徒等」という。）である者
- (2) 生徒等が加入し、市内に住所を有する団体
- (3) その他教育長が特に認めるもの

(助成対象競技又は種目)

第3条 助成の対象となる競技又は種目は、次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 市内の部活動、少年団又は団体で組織されているもの
- (2) 全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、全国高等学校文化連盟、日本中学校体育連盟及び一般社団法人全日本吹奏楽連盟の開催によるもの
- (3) その他教育長が特に認めるもの

(助成対象大会等)

第4条 助成の対象となる大会等は、次のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 当該年度(上位大会が翌年度開催の場合は、前年度)の全道の予選において、優秀な成績をもって北海道の代表として出場権を得た又は招待・選抜された全国規模の大会等
- (2) 各競技協会に認められ参加する国際規模の大会等
- (3) 招待・選抜された各競技のナショナルチーム等の全日本合宿等
- (4) その他教育長が特に認めた大会等

(助成対象人数)

第5条 助成の対象となる人数は、当該大会開催要項に定める登録人数とする。

(助成対象日数)

第6条 助成の対象となる最大日数は、開会式の日から試合等が終了した日までの日数に、1日を加えた日数とする。

(助成対象経費)

第7条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 大会参加料
- (4) その他教育長が特に必要と認めたもの

(助成基準額)

第8条 助成の基準となる額は、次のとおりとする。

- (1) 交通費

ア 本市と大会開催地間を実際の経路及び交通手段によって旅行した費用

イ 交通手段に自家用車を使用する場合の費用は、1キロメートルにつき37円に高速道路料金(実費額)を加えた額とする。この場合において、助成の対象となる自家用車の台数は、助成対象人数を3人で除し繰り上げた台数以内とする。

ウ 交通手段に鉄道、船舶、航空路線及び路線バスを使用する場合の運賃の額は、留萌市旅費条例(昭和40年留萌市条例第27号)の規定を準用する。ただし、国内航空路線の運賃額は、1便20,000円を限度とする。

エ 交通手段に貸切バス等を使用する場合の費用は、実費額とする。ただし、借上料が助成対象人員の鉄道運賃の合計額を超えるときは、鉄道運賃の合計額とする。

- (2) 宿泊料

実費額とし、1人1泊につき、留萌市旅費条例(昭和40年留萌市条例第27号)を限度とする。

- (3) 大会参加料

大会要項に定める額とする。

- (4) その他教育長が特に必要と認めた経費

2 主催団体や学校等から参加経費の負担や助成を受けられる場合は、優先的に活用するものとする。この場合において、助成額は、助成基準額からその金額を減額した額とする。

(助成金額)

第9条 団体等に交付する助成金の額は、前条の規定において算定した助成基準額の合計額の10割以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとするものは、規則第4条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、大会出場予定日の14日前までに、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 大会開催要項
- (2) 選手名簿
- (3) 遠征日程表
- (4) 出場資格を決定した予選結果（結果が確認できるもの）。ただし、招待・選抜された大会等は、その招待・選抜されたことがわかるもの

2 生徒等が助成対象者の場合は、保護者等の申請を認めるものとする。

3 団体が助成対象者となる場合は、団体の長となるものが申請を行うものとする。

（交付の条件）

第11条 規則第6条の規定により付する助成金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則及び本要綱の規定に従うこと。
- (2) 助成事業の内容又はこれに要する経費の配分を変更する場合は、教育委員会へ報告を行うこと。ただし、助成金の額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りでない。
- (3) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保管すること。

（交付の決定）

第12条 交付の申請があったときは、その内容を審査したうえで必要と認められる場合に予算の範囲内において助成金の交付の決定を行い、規則第7条に規定する指令書により、団体等に通知する。

（交付決定の取消）

第13条 団体等が規則第16条に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第14条 団体等が規則第17条第1項及び同条第2項に該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実績報告）

第15条 助成金の交付の決定を受けたものは、大会終了後速やかに規則第13条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければ

ならない。

- (1) 大会成績表（結果が確認できるもの）
- (2) 遠征日程表
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
（助成金の額の確定）

第16条 教育委員会は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等確定通知書により、団体等に通知する。

（助成金の交付）

第17条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の完了後に交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとするものは、規則第14条に規定する補助金等交付請求書を教育委員会に提出しなければならない。

（検査等）

第18条 教育委員会は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに団体等に対して報告を求め、又は指示し、若しくは帳簿等関係書類を検査することができる。

（地域PR活動）

第19条 助成金の交付を受けようとするものは、地域をPRするための活動に努めるものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。